

## 日本臨床耳鼻咽喉科医会 規則（案）

### （名称）

第1条 本会は、日本臨床耳鼻咽喉科医会と称する。

### （目的）

第2条 本会は、耳鼻咽喉科の発展を図るとともに地域医療と保険医療を推進し社会福祉に貢献する。

2. 本会を発展させ一般社団法人化を目指す。

3. 都道府県耳鼻咽喉科医会（「以下「各医会」という。」）および各医会会員間の連携を強化し会員福祉の充実を図る。

### （事業）

第3条 第2条第1項を達成するために下記の事業を行う。

1) 都道府県医師会、日本医師会、地方自治体、関係省庁などからの情報の収集・分析を行い耳鼻咽喉科医療の向上を図る。

2) 耳鼻咽喉科の保険医療・在宅医療・救急医療・広報・学校保健・福祉医療・医事問題・学術について実地医家の視点より調査研究し耳鼻咽喉科医の資質向上を図るとともに、地域医療、社会福祉に貢献する。

3) 耳鼻咽喉科医療への啓発活動を行う。

4) 日本医師会の事業に協力する。

2. 第2条第2項を達成するために下記の事業を行う。

1) 「一般社団法人日本臨床耳鼻咽喉科医会(仮称)」の定款、各種規則の検討を行う。

2) 「一般社団法人日本臨床耳鼻咽喉科医会(仮称)」の事務局体制の整備を行う。

3) 「一般社団法人日本臨床耳鼻咽喉科医会(仮称)」の設立準備金および会費の納入方法の検討を行う。

4) 日本臨床耳鼻咽喉科医会会員名簿の作成を行う。

3. 第2条第3項を達成するために下記の事業を行う。

1) 会員福祉のあり方について検討する。

4. 会長の求めにより必要に応じて委員会を設置し事業を行う。

5. その他、第2条を達成するための事業を行う。

### （組織）

第4条 本会は、一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会（以下「日耳鼻という。」）定款施行細則に準じ、各医会を8ブロック編成とする。

### （会員）

第5条 本会の会員の資格は、次のとおりとする。

(1) A会員 各医会及び日耳鼻それぞれの会員である医療機関の開設者、管理者又はそれに準ずる者

- (2) B会員 各医会及び日耳鼻それぞれの会員である医療機関勤務者
  - (3) 賛助会員 本会の目的及び事業に賛同して入会した個人、法人又は団体
- 2 前項のA会員及びB会員を、「正会員」とする。

(会員の資格の取得)

第6条 各医会に入会したものは、原則として入会と同時に、本会会員の資格を取得するものとする。但し、当該入会者が取得する本会における会員資格は、前条の定めに基づき、A会員又はB会員のいずれかとする。

(代議員)

第7条 本会に代議員を置く。  
2. 代議員は、各医会の医会長が務める。

(理事)

第8条 本会に、理事28名以内を置く。  
2. 理事は、全国耳鼻咽喉科医会の運営委員を持ってこれにあてる。  
3. 理事のうち1名を会長とし、全国耳鼻咽喉科医会の会長を持ってこれにあてる。  
4. 会長以外の理事のうち2名を副会長とし、全国耳鼻咽喉科医会の副会長を持ってこれにあてる。  
5. 会長に事故があるときは、前項の副会長のうち1名が職務を代行する。

(顧問)

第9条 本会に顧問若干名を置く。  
2. 顧問は全国耳鼻咽喉科医会のオブザーバーを持ってこれにあてる。

(監事)

第10条 監事若干名を置くことができる。

(代議員会)

第11条 代議員会は、本会の代議員と理事で構成し、本会の最終意思決定機関とする。  
2. 代議員会は会長が招集し、代議員及び理事の合計数の過半数の出席で成立する。  
3. 議長は会長が務める。

(理事会)

第12条 理事会は、理事で構成し本会の事業を執行する。  
2. 理事会は会長が招集し、理事の過半数の出席で成立する。  
3. 議長は会長が務める。

(任期)

第13条 本会の理事の任期は、「一般社団法人日本臨床耳鼻咽喉科医会(仮称)」の成立日まで

とする。ただし、理事は辞任または資格が消失した後においても後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(議事)

第 14 条 本会の議事は、出席者の過半数をもって決し可否同数のときは議長の決するものとする。

(運営)

第 15 条 本会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

2. 本会の運営費は一般社団法人日本耳鼻咽喉科医会(仮称)の設立準備金をそれにあてる。

(規則の変更)

第 16 条 本規則は、代議員会において出席者の 3 分の 2 以上の同意を得れば変更することができる。

(解散)

第 17 条 本会は、「一般社団法人日本臨床耳鼻咽喉科医会(仮称)」の設立日をもって解散する。

付則

1. この規則は令和元年 11 月 17 日から施行する。